

I 総 説

1	千葉市の沿革	3
2	千葉市の清掃事業の沿革	3

1 千葉市の沿革

大治元年(1126年)の6月1日に垣武平氏の子孫、平(大椎)常重は現在の緑区大椎町から中央区亥鼻付近に本拠地を移し、初めて「千葉」を名乗り、都市としての千葉が誕生したとされている。

大正10年の市制施行時は、市域15k㎡、人口3万人余の都市であった本市は、「役人の町」「医者の方」「軍隊の方」という消費都市としての性格を形成しながら、昭和10年の御茶ノ水～千葉間の電車開通後、東京の通勤圏に入り、その影響を強く受けながら地方中心都市としての歩みを着実に進めていった。

昭和20年、2度にわたる空襲により、旧市内の約70%が灰燼に帰し、戦後の本市の再建は、復興都市計画により第一歩からはじめることになった。この復興計画を策定し、生産都市への新しいビジョンのもと、鉄道、道路、港湾等都市施設の整備や、川崎製鉄千葉製鉄所の誘致、東京電力千葉火力発電所の建設により、京葉工業地帯の中心として、消費都市から生産都市へと急速に変貌した。

また、こうした工業開発に伴う住宅の確保と首都圏の人口の受け皿として大規模住宅団地の建設が進められるなど、住宅都市としての性格を強め、昭和47年には50万人を突破、これに対応して第3次産業もめざましい伸びを示した。

その後も産業経済活動の発展とともに人口も増加し、平成4年4月には全国12番目の政令指定都市となり、現在に至っている。

面積	271.77	km ²	(平成29年10月1日現在)
人口	975,669	人	(平成30年4月1日現在)
世帯数	431,307	世帯	(平成30年4月1日現在)
事業所数	30,647	事業所	(平成26年7月1日現在)

※ 面積は国土交通省国土地理院公表面積です。
人口及び世帯数は推計人口の数値です。
事業所数は総務省統計局経済センサスの数値です。

2 千葉市の清掃事業の沿革

昭和29年に「汚物掃除法」が全面改正され、「清掃法」が制定されたことに伴い、同年に「千葉市清掃条例」を施行した。これにより、ごみは一定の容器を備えて入れるよう定められ、市でコンクリート製と木製のごみ箱の購入の斡旋を行った。当時市の収集は、特別清掃地域を対象に汚物処理計画に基づいて行われており、これ以外の地域については自己処理することとしていた。

一方、し尿については許可業者と農家によって汲み取りがされていたが、昭和29年の条例施行による有料化に伴い、従量制に加え、人頭割と回数制を導入した料金体系にした。

その後、わが国の経済社会活動がきわめて高水準・高密度に展開されるようになると、環境サイクルの破壊が進み、産業廃棄物が社会問題となるなど、環境の汚染をきたすようになった。産業廃棄物の処分が極度に行き詰まった状態を打破するため、事業者の自己処理責任の明確化と収集・運搬・処分の基準を策定する必要が生じ、それまでの清掃法に代わり昭和45年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)が制定された。これにより、一般廃棄物の処理は市町村の責務として位置づけられ、本市においては、昭和47年3月「千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を制定し、これまでの特別清掃地域を廃止し、新たに全市域を対象とした。

平成3年4月には、廃棄物の排出抑制と再利用を理念に「資源の有効な利用の促進に関する法律」が新たに制定され、同年10月には廃棄物処理法が20年ぶりに全面改正された。これを受けて、本市においても資源循環型都市の実現を目指すため、平成5年4月「千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」（以下「条例」という。）を施行し、廃棄物の発生抑制と資源化など再利用の徹底をスローガンに市民、事業者、市の役割、責任を明確化し、適正な廃棄物処理を進めているところである。

条例施行に先だち、平成4年10月には、昭和38年から採用していたコンテナ方式（家庭系ダストボックス）を廃止し、再資源化の観点から、年々増え続けるごみ量への対応と多様化するごみの適正処理を実現するために、全市一斉に定時定点による5分別収集に移行した。その際、粗大ごみの収集もステーション方式から電話申込制戸別回収へと変更した。

平成6年11月に事業所ごみを、平成7年1月には家庭ごみについて指定袋制度を導入した他、平成7年12月「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の施行を受け、「千葉市分別収集計画」を策定し、容器包装廃棄物の分別収集などを進めてきた。

さらに、家庭から排出される粗大ごみのリサイクル意識の醸成、排出個数の偏りによる負担の公平化等を図るため、平成10年8月には粗大ごみ収集を有料化するとともに、事業者の自己処理責任の原則をより徹底するため、事業所ごみを全面有料化した。

平成13年2月には、ペットボトルの収集を拠点回収からステーション収集に変更し、同年4月には「特定家庭用機器再商品化法」の施行を受け、特定家電4品目（エアコン、ブラウン管式テレビ、冷蔵庫、洗濯機）を排出禁止物に指定した（平成16年4月に冷凍庫を追加、平成21年4月に液晶式・プラズマ式テレビ及び衣類乾燥機を追加）。

平成17年10月には、平成16年度から実施していた古紙・布類分別収集を中央区全域へ収集区域を拡大し、さらに、平成18年10月から全市域を対象に収集を開始した。

平成19年3月には、「環境と資源、次世代のために今できること ～挑戦！焼却ごみ1／3削減～」をビジョンに、「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定した。この計画に基づき、平成19年4月からは、町内自治会等を対象とした説明会、ごみステーションでの早朝啓発、JR駅頭やスーパーマーケットでのキャンペーンなど、「焼却ごみ1／3削減」を推進するための普及・啓発活動を開始した。

平成21年10月からは、家庭ごみの収集体制を見直し、可燃ごみの収集回数を週3回から週2回に、古紙・布類の収集回数を月2回から週1回に変更した。

平成22年9月には条例を一部改正し、資源物及び不燃ごみの持ち去り行為を禁止し、また、ごみの分別・排出ルールが守られていない方に対して市職員が指導等を行い、繰り返し指導等を行っても改善されない場合には、罰則（過料2,000円）等が適用される「ごみの分別・排出ルールの指導制度」を創設した。

平成24年3月には、平成19年3月に策定した計画を改定し、「まだできる！ともに取組むごみ削減・一歩先へ」をビジョンとする「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定した。

平成25年3月には条例を一部改正し、可燃ごみ・不燃ごみの減量を目的に、平成26年2月1日より家庭ごみ手数料徴収制度を導入した。

平成27年3月には、平成26年度の焼却ごみ量が250,531トンとなり、「焼却ごみ1／3削減」の目標を達成した。

平成 29 年 3 月には、平成 24 年 3 月に策定した計画を改定し、「「もったいない」の心で、1 日 18 g のごみ減量～「焼却ごみ 1 / 3 削減の達成」から第 2 Round へ～」をスローガンとする「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定するとともに、末日をもって北谷津清掃工場を稼働停止し 3 用地 2 清掃工場運用体制への移行を開始した。

平成 29 年 4 月からは、段階的に全市域で剪定枝等の分別収集を開始した。

